**平成２４年（フ）第２１７３号**
札幌市白石区菊水４条１丁目２番24号　レグルス菊水201号
債務者　佐々木　匠
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２６５８号**
札幌市豊平区豊平２条11丁目１番12―103号
債務者　田頭さゆり
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２８２６号**
札幌市東区北24条東７丁目１番15号　Ｕハイツ247―６号
債務者　安藤　正明
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２８３３号**
札幌市西区西野７条３丁目５番24号　大西ビル202号
債務者　岩本由美子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２８５９号**
札幌市厚別区大谷地西６丁目５番18―306号
債務者　皆川さおり
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２８６６号**
札幌市厚別区厚別西３条３丁目４番15号
債務者　佐藤　満穂
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２９０９号**
札幌市西区八軒５条西11丁目１番37号　神保マンションＢ―103号
債務者　中坂　大介
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４１号**
札幌市東区北24条東15丁目３番14号　サニープレイス24―301号
債務者　三竿　　亮
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９４号**
千葉県山武市雨坪65番地35
債務者　中村　　浩
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２１３号**
千葉県東金市広瀬587番地54　３号
債務者　古川八千代
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２４１４号**
愛知県春日井市白山町５丁目31番地13　シティハイムしらやま102号
債務者　有谷　　梢（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４４２号**
高知市北竹島町29番地１　市住１号棟49号
債務者　岩戸　朝香
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４７９号**
高知市塩田町18番４号
債務者　岩崎　悦子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１８０３号**
福岡市南区柏原２丁目25番10号
債務者　吉田　　仁
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１４２５号**
東京都府中市西府町２丁目33番地の１ボナール105
債務者　坂田　　進
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１４２６号**
東京都府中市西府町２丁目33番地の１ボナール105
債務者　坂田　順子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１３８４号**
東京都昭島市田中町３丁目５番３―202号
債務者　金田政次郎
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部